

農業経営基盤の強化促進に関する 基本的な構想

平成26年9月

島 根 県 松 江 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	利用権設定等促進事業に関する事項	16
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	23
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	26
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	26
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	27
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	30
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	30
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	30
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	30
第6	その他	36
別紙1	(第4の1(1)⑥関係)	37
別紙2	(第4の1(2)関係)	38
別記様式第3号	(第4の1(3)①関係)	41
別記様式第6号	(第4の3(5)①関係)	44
経営改善計画認定申請書様式第1号	(一般用)	45
経営改善計画認定申請書様式第2号	(新規就農者用)	49
経営改善計画認定書様式第3号		56
青年等就農計画認定申請書様式第4号		57
青年等就農計画認定書様式第5号		62

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 松江市（以下「市」という。）は島根県の東部、山陰地方の中央部に位置し、東は安来市・鳥取県境港市、西は出雲市、南は雲南市に接し、北は日本海に面している。

市域北部には、大山隠岐国立公園にも指定されている島根半島部の景観美しいリアス式海岸、中央部には全国5番目・7番目の規模を誇る中海・宍道湖、南部には中国山地に至る緑豊かな山々を有する、水と緑に囲まれた自然豊かな地域である。

また、東西約41km、南北約31kmにわたり、面積は573.01㎢となっている。

農業は水稻を中心とし、転作田を活用したそば、大豆、野菜類の地産地消の推進や立地条件を活かした牡丹、西条柿、キャベツなどの生産振興を図ると共に、施設園芸等を組み合わせた高収益型の複合経営を担い手中心に導入している。

転作田において、そばを組み合わせた作型を担い手を中心に導入して地域としての産地化を図ることとする。また耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 市の農業構造については、都市近郊の立地ゆえの恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来、（概ね10年後）の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺地域市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 市は、将来の市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、くにびき農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、松江市農業委

員会（以下「農業委員会」という。）、東部農林振興センター（以下、「農林振興センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、松江地域農業再生協議会担い手部会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の松江地域農業再生協議会担い手部会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体（注1）の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者（注2）」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度（注3）及び特定農業団体制度（注4）に取り組めるよう指導、助言を行う。

（注1）農用地利用改善団体

地域の農用地に関し権利を有する者の団体で、農用地利用に関する規程（農用地利用規程）で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る団体として市町村長に認められたもの。

（注2）認定農業者

経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者の農業経営改善計画を農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づき市町村が認定したもの。（農業者：個人又は法人）

（注3）特定農業法人制度

農業経営基盤強化法に基づく制度で、担い手が不足する地域において、地域合意のもと将来その地域の過半の農地を集積し農業を行う法人として、その地域から指定された農事組合法人や有限会社等の法人のこと。

農用地利用改善団体が、地域の担い手として法人を位置付けることとする「特定農用地利用規程」を作成し、これを市町村が認定するとその法人は特定農業法人となる。

（注4）特定農業団体制度

農業経営基盤強化法に基づく制度で、担い手が不足する地域において、地域合意のもと将来その地域の3分の2以上の農地を集積し農業を行う団体として、その地域から指定された任意組合のこと。

農用地利用改善団体が、地域の担い手として任意組織を位置付けることとする「特定農用地利用規程」を作成し、これを市町村長が認定すると特定農業団体となる。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、ＪＡくにびき松江市農業経営及び農作業受託者協議会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

その他、多様な担い手の育成を図るため、女性や定年帰農者の就農促進のための研修プログラムや実習の場を提供し、人・農地プランなど集落の将来ビジョンを考える話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。これら多様な担い手の中から、自営就農を希望する農業者については、関係機関と連携し、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた支援策を講じる。

また、都市近郊型農業地域の特徴を活かし、水稻中心の経営から水稻＋畑作物へと経営転換を促進させ、魅力ある農産品づくりを行う。さらには、グループ化や法人化等を図り、６次産業化を推進することで農産物の付加価値を高めて農業所得の確保にも努める。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を関係機関（農林振興センター、農業協同組合、市、農業委員会）で組織する松江地域農業再生協議会担い手部会で行う。

- 6 地域農業の担い手の中心である効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保していくためには、新規就農の促進を図り、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援が重要である。

市における近年の新規就農者の現状は、各年度により多少の増減はあるものの、平成 17 年度から平成 25 年度までに累計で 58 人の新規就農者を確保している。

この間の新規就農者数を就農形態別にみると、自営農業就農者は、38 人で全体の約 7 割を占め、そのうち約 7 割の 28 人が、農家出身であるが在宅のまま会社勤務など他産業に従事していた在宅リターン者である。

一方、雇用就農者は 20 人で、新規就農者全体の約 3 割を占めているが、特に平成 21 年度以降から増加傾向にあり、これを、就農時の年齢別にみると、39 歳以下が 17 人と雇用就農者全体の約 8 割を占めている。

これは、雇用主の農業生産法人等が平成 21 年度からはじまった国の「農の雇用事業」を活用し、農業経験の少ない就農希望者を新たに雇用したことや、併せて水稻主体の経営に果樹や施設野菜を加えるなど経営の多角化や規模拡大を図る傾向がでてきたことに伴い若い労働力を必要としたことが要因として上げられる。

また、雇用就農は、生産技術や経営など実践的なノウハウを学びながら将来の独立資金を貯めることも可能であることなど、若い就農希望者にとってもメリットがあることも要因となっている。

以上の市の新規就農者の現状を踏まえ、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・定着目標については、国が年間 1 万人から 2 万人に倍増するという目標を掲げたことや島根県農業経営基盤強化促進基本方針（平成 26 年 6 月改正）に掲げられた目標の年間 170 人を踏まえ、市においては年間 10 人程度の当該青年等の確保を目標とする。

市は、当該青年等に農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとする観点から、市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり概ね 2,000 時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、概ね 280 万円（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 7 割程度の農業所得）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個 別 経 営 体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
水 稲 + キャベツ + そ ば	〈作付面積等〉 水 稲 200a キャベツ 300a そ ば 140a	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格納庫 1棟 ・ 育苗ハウス 1棟 ・ トラクター (25ps) 1台 ・ 播種機 1台 ・ 育苗器 1台 ・ 田植機 (6条) 1台 ・ コンバイン (3条) 1台 ・ マニアスプレッター 1台 ・ フロントローダー 1台 ・ 高床式作業車 1台 ・ 動力噴霧器 1台 ・ トラック 1台 ・ 半自動定植機 1台 ほか	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人 ・ 雇用 1.7人役

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
水 稲 + 津田かぶ + そ ば	〈作付面積等〉 水 稲 300a 津田かぶ 130a そ ば 200a	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格納庫 1棟 ・ 育苗ハウス 1棟 ・ トラクター (25ps) 1台 ・ 田植機 (6条) 1台 ・ コンバイン (3条) 1台 ・ 運搬車 1台 ・ 動力噴霧器 1台 ・ トラック 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人 ・ 雇用 1.8人役
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
水 稲 + 西条柿 + そ ば	〈作付面積等〉 水 稲 420a 西条柿 100a そ ば 280a	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格納庫 1棟 ・ 育苗ハウス 1棟 ・ トラクター (25ps) 1台 ・ 田植機 (6条) 1台 ・ コンバイン (3条) 1台 ・ 可搬式動力噴霧機 1台 ・ ハンマーナイフモア 1台 ・ 自走式動力運搬車 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人 ・ 雇用 1.5人役

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
水 稲 + イチジク + そ ば	〈作付面積等〉 水 稲 300a イチジク 35a そ ば 200a	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格納庫 1棟 ・ 育苗ハウス 1棟 ・ トラクター (25ps) 1台 ・ 田植機 (6条) 1台 ・ コンバイン (3条) 1台 ・ 防風ネット 1式 ・ 可搬式動力噴霧機 1台 ・ 動力運搬車 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
ほうれん草 + トマト + きゅうり	〈作付面積等〉 ほうれん草 10a トマト 28.8a きゅうり 28.8a (トマトの裏作)	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼収納舎 1棟 ・ パイプハウス 11棟 ・ 育苗ハウス 2棟 ・ トラクター (21ps) 1台 ・ 管理機 1台 ・ 動力噴霧機 1台 ・ 運搬機 1台 ・ 軽トラック 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 軽作業について、臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人 ・ 雇用 0.9人役

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の 方 法	農業従事 の態様等	労 働 量
キャベツ (初夏作) ＋ キャベツ (秋冬作) ＋ ブロッコ リー (春作)	〈作付面積等〉 キャベツ 240a ブロッコリー 60a (キャベツ秋冬 作の裏作)	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼収 納舎 1棟 ・ トラクター (38ps) 1台 ・ 高床式作業 車 1台 ・ 半自動乗用 定植機 1台 ・ 動力噴霧機 1台	・ 複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・ 青色申告の実 施	・ 休日制や休息 時間を設定し 健康管理に努 める。 ・ 軽作業につい て、臨時雇用 従事者の確保	・ 主たる 従事者 1人 ・ 家族労力 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
キク ＋ トルコギキョウ ＋ ストック	〈作付面積等〉 キク 7.2a トルコギキョウ 21.6a ストック 18.0a (トルコギキョウの裏作)	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格納庫 1棟 ・ パイプハウス 9棟 ・ 電照装置 ・ トラクター (20ps) 1台 ・ 予冷库 1台 ・ 運搬車 1台 ・ 管理機 1台 ・ 動力噴霧機 1台 ・ 軽トラック 1台 ほか	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人 ・ 雇用 1.7人役
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
牡丹苗木生産 ＋ 牡丹促成鉢生産 ＋ 牡丹抑制鉢生産	〈作付面積等〉 牡丹苗木生産 180a 牡丹促成鉢生産 2.88a 牡丹抑制鉢生産 2.88a	〈資本装備〉 ・ 農機具資材庫等 1棟 ・ パイプハウス 2棟 ・ トラクター (20ps) 1台 ・ 動力噴霧機 1台 ・ 牡丹苗堀取機 1台 ・ 温風加温機 2基 ・ トラック 1台 ・ 管理機 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 1人 ・ 雇用 1.5人役

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
薬用人参 + 牡丹促成鉢生産 + 牡丹抑制鉢生産	〈作付面積等〉 薬用人参 150a 牡丹促成鉢生産 2.88a 牡丹抑制鉢生産 2.88a	〈資本装備〉 ・ 農機具資材庫等 1棟 ・ パイプハウス 2棟 ・ トラクター (20ps) 1台 ・ 動力噴霧機 1台 ・ 温風加温機 2基 ・ トラック 1台 ・ 管理機 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 1人 ・ 雇用 1.4人役
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
芍薬 (切り花) + 牡丹促成鉢生産 + 牡丹抑制鉢生産	〈作付面積等〉 芍薬 (切り花) 15a 牡丹促成鉢生産 5.76a 牡丹抑制鉢生産 5.76a	〈資本装備〉 ・ 農機具資材庫等 1棟 ・ パイプハウス 2棟 ・ トラクター (20ps) 1台 ・ 動力噴霧機 1台 ・ 温風加温機 2基 ・ トラック 1台 ・ 管理機 1台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保	・ 主たる従事者 1人 ・ 家族労力 2人 ・ 雇用 1.4人役

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
繁殖牛 ・ 肥育牛 一貫	〈作付面積等〉 繁殖母牛 20 頭 育成牛 2 頭 子牛 19 頭 肥育牛 16 頭 飼料作物 200a	〈資本装備〉 ・ 繁殖牛舎 1 棟 ・ 堆肥舎 1 棟 ・ 肥育牛舎 1 棟 ・ トラクター (48ps) 1 台 ・ ロールベレー 1 台 ・ ベールラッパ 1 台 ・ フロントローダー 1 台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。	・ 主たる従事者 1 人 ・ 家族労力 1 人
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働量
酪農	〈作付面積等〉 経産牛 50 頭 育成牛(1) 10 頭 育成牛(2) 10 頭 飼料作物 1,000a	〈資本装備〉 ・ 畜舎 1 棟 ・ 堆肥舎 1 棟 ・ パイプラインミルクカー 1 台 ・ トラクター (70ps) 1 台 ・ マニユアスプラッダー 1 台 ・ フロントローダー 1 台 ・ モアコンディショナー 1 台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 休日制や休息時間を設定し健康管理に努める。 ・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減 ・ 年間を通じた臨時雇用の確保	・ 主たる従事者 1 人 ・ 雇用 439 人役

[組 織 経 営 体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の 方法	農業従事 の態様等	労 働 量
水 稲 + そ ば + 小 麦 + 水稻作業 受託	〈作付面積等〉 水 稲 900a そ ば 600a 小 麦 600a (そばの裏作) 水稻作業受託 延べ2,000a (基幹4作業)	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格 納庫 1棟 ・ 育苗ハウス 1棟 ・ トラクター (30ps) 1台 ・ 田植機 (6条) 1台 ・ コンバイン (3条) 1台 ・ 施肥播種機 1台	・ 経営体の体質 強化のため、 自己資本の充 実を図る。 ・ 青色申告の実 施	・ 給料制の導入 ・ 社会保険等の 加入	・ 主たる 従事者 1人 ・ 構成員 320人役
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の 方法	農業従事 の態様等	労 働 量
水 稲 + そ ば + 水稻作業 受託	〈作付面積等〉 水 稲 900a そ ば 600a 水稻作業受託 延べ2,000a (基幹4作業)	〈資本装備〉 ・ 作業舎兼格 納庫 1棟 ・ 育苗ハウス 1棟 ・ トラクター (30ps) 1台 ・ 田植機 (6条) 1台 ・ コンバイン (3条) 1台	・ 経営体の体質 強化のため、 自己資本の充 実を図る。 ・ 青色申告の実 施	・ 給料制の導入 ・ 社会保険等の 加入	・ 主たる 従事者 1人 ・ 構成員 292人役

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示した新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に掲げる営農類型の例示のとおりとする。ただし、所得目標については、第2に掲げる効率的・安定的な農業経営の基本水準の7割とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2及び第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
57%	

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代掻き、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。
2. 目標年次は、平成36年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、松江地域農業再生協議会担い手部会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、松江地域農業再生協議会担い手部会が主体となり、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構との連携の下に、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策の活用を図り、農用地の円滑な利用集積を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、島根県が策定した「島根県農業経営基盤強化促進基本方針」の第2「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

- （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条に掲げる農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすること

が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省局長通知。以下「基盤強化促進法の基本要綱」という。）に定める様式第7号により開発事業計画を提出させるものとする。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行

為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう務めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基盤強化促進法の基本要綱に定める様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基盤強化促進法の基本要綱に定める様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内的の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基盤強化促進法の基本要綱に定める様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払い(持分又は株式の付与も含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公示

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公示する。

(10) 公示の効果

市が(9)の規定による公示をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設

定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときには、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公示があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者

に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（公益財団法人しまね農業振興公社）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、市全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う。
- (2) 農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体は、農用地等の所有者の委任を受けてその者を代理して行う権利調整等の農地利用集積円滑化事業を促進するため、市に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基盤強化促進法の基本要綱に定める様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公示する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、

農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう務め

るものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人しまね農業振興公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、松江地域農業再生協議会担い手部会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある

者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成し、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、市と関係機関が連携し、役割を分担しながら、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな総合的な支援を効率的かつ適切に行うことが重要であり、次の取組を重点的に実施していく。

(1) 就農相談の段階

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向け、就農希望者の相談窓口として、的確な情報提供と情報収集を図るため、松江地域農業再生協議会担い手部会が中心となり、島根県青年農業者等育成センター（公益財団法人しまね農業振興公社）、島根県立農林大学校、島根県立松江農林高等学校、公益財団法人ふるさと島根定住財団など県の関係機関と密接な連携を図っていく。

ア 学生及び研修生への支援

島根県立農林大学校及の学生及び研修生並びに島根県立松江農林高等学校の生徒に、松江地域農業への理解の促進と卒業及び研修終了後の進路として就農を具体的に考えてもらい、就農に結び付ける機会として、県の関係機関や松江市農業士会、市内先進農家と連携しながら、「就農相談会」や「視察研修」を実施する。

イ UI ターン者への支援

市の他に、県の関係機関である島根県青年農業者等育成センター（公益財団法人しまね農業振興公社）や公益財団法人ふるさと島根定住財団を窓口として、農業体験先の紹介や斡旋、雇用就農先の紹介、産業体験事業による支援制度の紹介を実施する。

(2) 体験・研修の段階

就農相談等により情報収集をした新規就農希望者が、自らの進むべき農業の方向性を見極めるため、受入農家で研修を行う際には、公益財団法人ふるさと島根定住財団が実施する産業体験事業等の活用も図りながら、ミスマッチが起きないよう支援を行う。

(3) 就農準備の段階

松江地域農業再生協議会担い手部会は、新規就農希望者が、的確な就農準備を進め、円滑な就農が実行できるように、就農前の技術習得研修から就農し、経営の基礎を形成するまでを一体的に計画する「青年等就農計画」の作成を促し、その作成にあたっては、研修受入農家等の関係者と連携をとりながら積極的に指導及び助言を行うものとする。

また、就農に向けて必要な農地については、農業委員会は、農地中間管理機構（公益財団法人しまね農業振興公社）及び島根県農業会議と連携を図り、情報収集に努め、新規就農者への情報提供、相談、斡旋等を行う。

なお、雇用就農希望者に対しては、島根県青年農業者等育成センター（公益財団法人しまね農業公社）とも連携を密にしながら、雇用就農先の紹介、斡旋を行い、マッチングを支援する。

(4) 就農後の段階

上記(3)の青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者については、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

その為に、松江地域農業再生協議会担い手部会を中心に、農業経営開始5年後の経営確立目標の達成に向け、営農及び経営状況の把握や課題、支援要望事項の聞き取り並びに指導・助言などフォローアップを継続・強化していく。

更に、青年等就農計画の目標達成が見込まれる者については、引き続き「農業経営改善計画」の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、圃場整備事業の積極的な取組によって、農業生産基盤の促進と農業近代化施設の有効利用を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、「若い農業者等就農促進対策事業」に積極的に取組み、土地利用型担い手の育成や農業後継者の確保に努める。

ウ 市は、松江地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

特に面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保

並びに農業用水の汚濁防止に努める。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営及び第2の2の指標で示される新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、松江地域農業再生協議会担い手部会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた市全域を対象として行うことを基本とする。

② 市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項

を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、島根県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。

② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

- ア 基本構想に適合するものであること。
- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - （ア）農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - （イ）農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - （ウ）農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営

を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、島根県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、市農業委員会の決定を経るものとする。

④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2) の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第 2 号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の公報への記載により公告する。

(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公示する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ市農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基盤強化促進法の基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円

滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、市農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、市農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、市農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農林振興センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活

用できるよう、市農業委員会、農業協同組合、農林振興センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成18年 8月31日から施行する。
2. この基本構想は、平成19年 2月 1日から一部を変更して施行する。
3. この基本構想は、平成22年 5月31日から一部を変更して施行する。
4. この基本構想は、平成26年 9月30日から一部を変更して施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第4の1(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

別記様式第3号（第4の1(3)①関係）

開 発 事 業 計 画 書

年 月 日

松 江 市 長 様

住所（事務所）

氏名（名称及び代表者氏名）

⑩

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の運用について（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知）の記の第4の1の(4)の規定によって開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a・当 たり普 通収 穫 高	土地の所有者 使用収益権者	農用地 利用集 積計画 で指定 された 用途	市街化区 域、市街 化調整区域、 その他の 区域の別	
	登記簿	現況									
	計	m ²	(田)	m ² 、畑	m ² 、採草牧草地	m ² 、その他	m ²)				
2 開発事業計画	(1)用 途										
	(2)権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		対価の支払方法等		
			設定・移転								
	(3)開発の時期及び計画の概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)							第2期	合計
		土地造成	所要面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ³ 盛土 m ³	地盤、土質の状況				
			土留及び法面処理の方法								
建築物等		所要面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規模及び耕造					
3 被害防除措置の概要											
4 資金計画及びその調達計画											
5 その他参考となるべき事項											

(記載注意)

- (1) 1の「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りをする等と、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏づける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時的利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。
- (7) 氏名(名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(添付事項)

- ① 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- ② 開発候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面(縮尺は5,000分の1ないし2,000分の1程度)
- ③ その他参考となるべき書類

別記様式第6号(第4の3(5)①関係)

農用地利用規程認定申請書

年 月 日

松江市長様

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第1項(第23条の2第1項)の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

1. 農用地利用規程
2. 定款又は規約
3. 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第3号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
4. この申請書について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
 - (5. 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人(特定農業団体)が同意していることを証する書面)
 - (6. 特定農業団体の定款又は規約)
 - (7. 農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条第2号に規定する計画)
 - (8. 農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第20条の3第2号及び第3号に掲げる要件を満たすことを証する書面)

(記載注意)

1. 変更の場合にあつては、表題の次に(変更)と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
2. 特定農用地利用規程の認定申請にあつては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。
3. 本文の記中、5の書面は特定農用地利用規程の認定申請の場合、6から8までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
4. 代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

経営改善計画認定申請書様式第1号

(一般用)

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

松江市長様

申請者 住所

氏名<名称・代表者>

印

年 月 日生(歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画						
①目標とする営農類型						
②経営改善の方向の概要		(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現 状		目 標 (年)		
		年間農業所得		千円		
		年間労働時間		時間		
③農業経営の規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現 状		目 標 (年)		
		作付面積 飼養頭数	生 産 量	作付面積 飼養頭数	生 産 量	
	経営面積合計					

③ 農業経営の規模の拡大に関する目標	経営耕地	区 分	地 目	所 在 地 (市町村名)	現 状		目 標 (年)		
		所有地							
		借入地							
		特定作業受託	作 目	作 業	現 状		目 標 (年)		
					作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	
	作業受託	作 目		作 業		現 状		目 標 (年)	
		単 純 計							
		換 算 後							
	農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事 業 名	内 容		現 状		目 標 (年)		

④生産方式の合理化に関する目標	機械・施設	機 械 ・ 施 設 名		型式、性能、規模及びその台数	
				現 状	目 標 (年)
	農用地の利用条件	現 状		目 標 (年)	
	合 作 理 目 化 ・ の 部 方 門 向 別	作目・部門名	現 状	目 標 (年)	
			現 状		目 標 (年)
⑤経営管理の合理化に関する目標					
⑥農業従事の態様等の改善に関する目標					

⑦目標を達成するためにとるべき措置	経営改善の目標		措 置				
(参考) 経営の構成	氏 名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	経営主との続柄等 (法人経営にあつては役職)	現 状		見 通 し	
				担当業務	年間農業従事 日数 (日)	担当業務	年間農業従事 日数 (日)
雇 用 者	常時雇 (年間)	実 人 数		現 状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)	実 人 数		現 状	人	見通し	人
		延 べ 人 数		現 状	人	見通し	人
(参考) 他市町村の 認定状況	認 定 市 町 村 名		認定年月日		備 考		

経営改善計画認定申請書様式第2号

(新規就農者用)

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

松江市長様

申請者 住 所

氏 名

(印)

年 月 日生 (歳)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画							
①目標とする営農類型							
②経営改善の方向の概要		(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)					
				就農予定時	就農後3年	目標 (年)	
		年間農業所得	千円	千円	千円		
		年間労働時間	時間	時間	時間		
		(新たに農業を開始する予定年月日： 年 月 日)					
③農業経営の規模の拡大に関する目標	作目・部門名	就 農 予 定 時		就 農 後 3 年		目 標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生 産 量	作付面積 飼養頭数	生 産 量	作付面積 飼養頭数	生 産 量
	経営面積合計						

③ 農業経営の規模の拡大に関する目標	経営耕地	区分	地目	所在地 (市町村名)	就農予定時		就農後3年		目標(年)	
		所在地								
		借入地								
		特定作業受託	作目	作業	就農予定時		就農後3年		目標(年)	
					作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目		作業	就農予定時		就農後3年		目標(年)	
		単純計								
		換算後								
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名		内容	就農予定時		就農後3年		目標(年)		
④ 生産方式の合理化に関する目標	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模及びその台数					
					就農予定時		就農後3年		目標(年)	
	農用地の 利用条件	就農予定時		就農後3年		目標(年)				
	合作 目・部門別 の 方向別	作目・部門名		就農予定時		就農後3年		目標(年)		

		就 農 予 定 時	就 農 後 3 年	目 標 (年)
⑤経営管理の合理化に関する目標				
⑥農業従事の態様等の改善に関する目標				
⑦ 目 標 を 達 成 す る た め に と る べ き 措 置	経営改善の目標	措 置		

(参考) 経営の構成	氏 名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	経営主との続柄等 (法人経営にあつては役職)	現 状		見 通 し	
				担当業務	年間農業従事 日数 (日)	担当業務	年間農業従事 日数 (日)
雇 用 者	常時雇 (年間)	実 人 数		現 状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)	実 人 数		現 状	人	見通し	人
		延べ人数		現 状	人	見通し	人
(参考) 他市町村の 認定状況	認 定 市 町 村 名			認定年月日		備 考	

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 「②経営改善の方向の概要」欄には、農業経営の現状として、専業、兼業の別、主要作目の生産状況等を記載し、必要に応じ現在の経営に至るまでの発展経緯についても記載する。

また、目標とする営農類型へ向けた経営改善の方策について、例えば「規模拡大によるスケールメリットの追求」等と記載し、経営改善の方策の達成の結果として見込まれる主要作目の規模、生産見込み等を記載する。

さらに、年間農業所得について、その現状及び5年後の目標を「年間農業所得」欄に記載する。

なお、可能であれば、主たる従事者の年間労働時間について、その現状及び5年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。

- 5 「③農業経営の規模の拡大に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては耕起、代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物について販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する証明する書面を添付するものとする。

ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、（1）農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、（2）農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、（3）農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

- 6 「④生産方式の合理化に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

- ア 「機械・施設」欄に、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- イ 「農用地の利用条件」欄に、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。
- ウ 「作目・部門別合理化の方向」欄に、③の作目・部門ごとに、品種構成、作付体系、飼養管理の方法等生産方式の合理化について記載する。
- 7 「⑤経営管理の合理化に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、経営形態の近代化等について記載する。
- 8 「⑥農業従事の態様等の改善に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」欄には、②から⑥まで掲げた目標を達成するための具体的な方策について、例えば、耕地面積の規模拡大に関しては、「本認定制度を活用した農業委員会への申し出、あっせんの仕組みの利用」等と記載する。
- なお、農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。
- 10 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置を記載する場合には、
- ア 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」に記載するものとする。この場合、特定の個人又は法人が出資するケースにおいては、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率を記載するものとする。また、不特定多数の者から出資を募るケースにおいては、その出資の枠、事業の方法、出資者との間で予定されている取引の内容を記載するものとする。
- イ この場合、出資をする者が関連事業者等であることを証する書面を添付するものとする。
- ウ 特に、農業生産法人が、目標を達成するためにとるべき措置として関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人を除く。）から出資を受けようとする場合で、かつ、当該関連事業者等が法人である場合には、当該関連事業者の定款又は寄付行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等当該法人の事業及び財務の状況が明らかとなる書面を添付するものとする。
- 11 農業経営改善計画の認定を受ける時以後新たに農業を開始する者にあつては、「②経営改善の方向の概要」欄に、新たに農業を開始する予定年月日に記載するとともに、③から⑥までの各「現状」欄に、新たに農業を開始する予定時の状況と合わせて、就農3年後の農業経営の状況を括弧書きで記載する。
- 12 「(参考) 経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農し

ないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

経営改善計画認定書様式第3号

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第12条の2第1項）の規定により、
適当であると認定します。

松江市長名

（印）

認 定 番 号： — 号
認 定 日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該番号を付して5-1のように記載する。
2. 当初認定の場合にあっては、本文の「（第12条の2第1項）」は削除する。
変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

青年等就農計画認定申請書様式第4号

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

松江市長 様

申請者 住所

氏名<名称・代表者> 印

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画			
就農地		農業経営開始日	
就農形態 (該当する形態にレ印)	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承 ☐全体 ☐一部 継承する経営での従事期間 年 か月		
目標とする営農類型			
将来の農業経営の構想			
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)		
		現状	目標 (年)
年間農業所得	千円	千円	
年間労働時間	時間	時間	

農業 経営 の 規模 に 関 する 目 標	作目・部門名		現状		目標（ 年）		
			作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量	
	経営面積合計						
	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標（ 年）	
	所有地						
	借入地						
	特 定 作 業受託	作目	作業	現状		目標（ 年）	
				作 業 受 託面積	生産量	作業 受託 面積	生産量
	作 業 受 託	作目	作業	現状		目標（ 年）	
		単純計					
		換算後					
	農畜産物 の加工・ 販売その 他 の 関 連・附帯 事業	事業名	内容	現状		目標（ 年）	

生産方式に関する目標	機械・施設名	形式、性能、規模等及びその台数					
		現状			目標（ 年）		
経営管理に関する目標							
農業従事の態様等に関する目標							
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費	資金名等
				年 月		千円	
農業経営の構成	氏名（法人経営にあつては役員の氏名）	年齢	代表者との続柄（法人経営にあつては役職）	現状		見通し	
			（代表者）	担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務	年間農業従事日数(日)

雇 用 者	常時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人
		延べ人数	現状	人	見通し	人

○農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 日～ 年 月 日
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参 考) 技 術 ・ 知 識 の 習 得 状 況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 日～ 年 月 日	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

	認定市町村名	認定年月日	備考
(参考) 他市町村の 認定状況			

青年等就農計画認定書様式第5号

青年等就農計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項（第14条の5第1項）の規定により、適当であると認定します。

松江市長名

（印）

認 定 番 号： — 号

認 定 日： 年 月 日

認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該番号を付して5-1のように記載する。
2. 当初認定の場合にあっては、本文の「（第14条の5第1項）」は削除する。
変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。